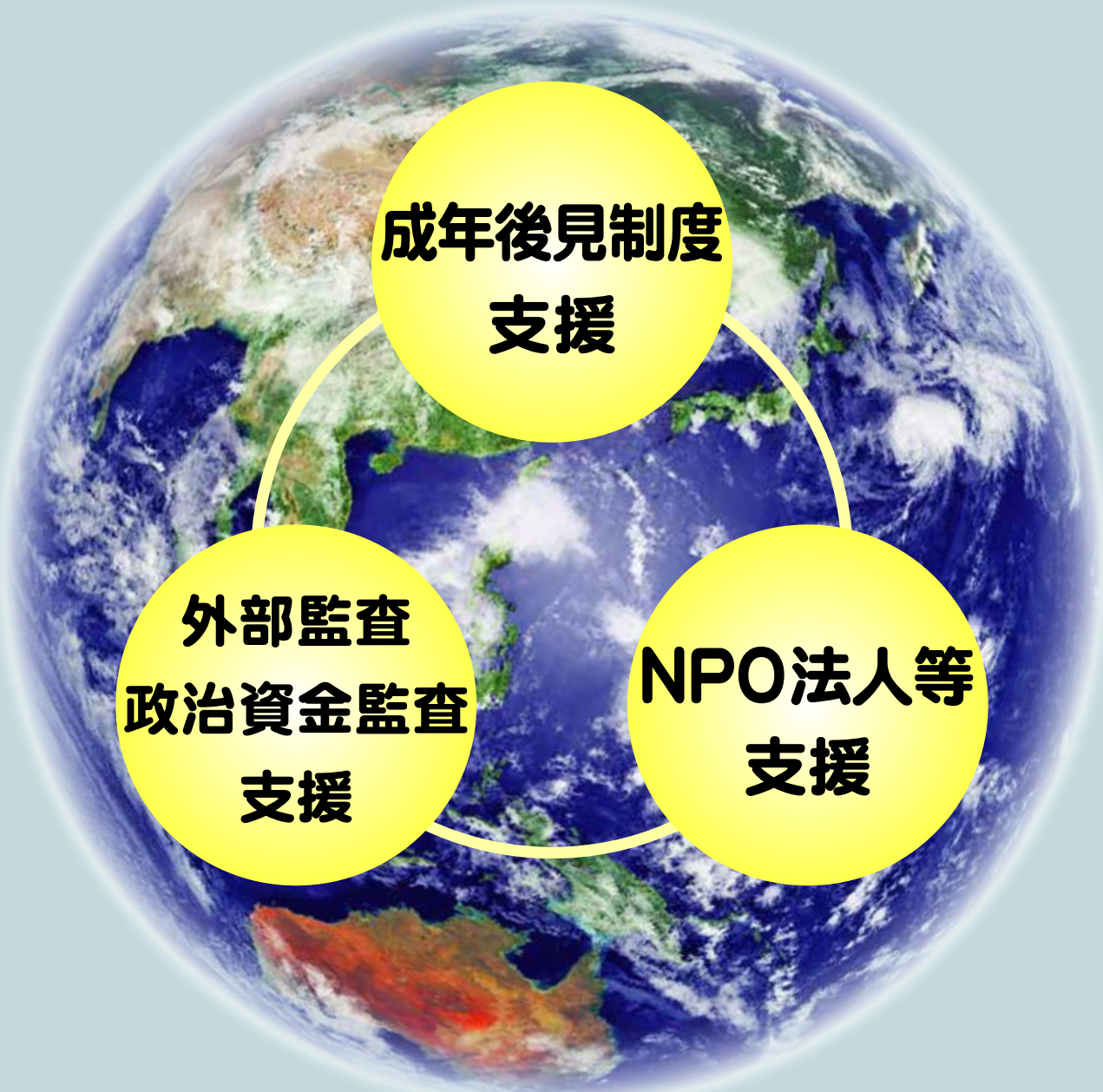


特定非営利活動法人 税理士による公益活動 サポートセンター



成年後見制度
支援

外部監査
政治資金監査
支援

NPO法人等
支援

税理士は積極的に社会を支えます

当法人は、地方公共団体等の監査委員制度・外部監査制度・政治資金監査制度、及び成年後見制度並びに特定非営利活動法人制度などの公益活動に参加する個人、団体に対し、その活動を支援することによって、より成熟した社会の形成に寄与することを目的とします。

理事長挨拶



理事長
青木 修一

当法人（特定非営利活動法人税理士による公益活動サポートセンター）は、東京地方税理士会設立 50 周年にあたり、税理士の社会貢献活動をテーマに掲げ、東京地方税理士会の設立記念日の平成 18 年 10 月 18 日に資金拠出を受け設立されました。設立から十数年を経過した今、税理士会の関連機関として、活動をさらに充実させるべく励んでおります。

税理士による社会貢献活動は、税理士の本来業務である「税務支援」活動が従前より社会に定着し、近年「租税教育」活動も社会的評価を頂いております。

各分野の民間専門家である資格者に対する国民の期待が大きくなりつつある中で、税務及び会計の職能を有する税理士に対しては、その社会的責務を果たすことが一層求められています。

そこで、税理士の本来業務以外の分野においても、その職能を活かして「公益的活動」に積極的に参加し、地域社会の健全な発展と、より成熟した社会の形成に貢献できるよう、税理士の「公益活動」への参加をサポートするために、NPO 法人として設立されたのが当法人です。

当法人には、成年後見制度、NPO 法人制度、地方公共団体等の外部監査制度などの分野ごとに部会を設け、専門知識を持った会員を養成するために研修、指導、情報交換などを行い、さらに外部団体に対し専門家の推薦、講師、相談員派遣なども行っております。

今後とも、東京地方税理士会の関連機関として、公益活動に関する行政機関や公的機関及び民間公益団体等との折衝、広報など、税理士の社会貢献活動を一層強力に支援してまいります。

各部の事業内容

外部監査部

東京地方税理士会が行う制度普及型研修や日本税理士会連合会が行う演習型研修に協力するとともに、地方公共団体等の外部監査人、監査委員及び各種団体の監事等を行う税理士、登録政治資金監査人となっている税理士、これらの分野に興味を持つ税理士に対し、監査実務に対応するための実践的な研修で更なる資質向上のための支援を行っています。

外部監査制度とは

平成 9 年 5 月に、地方自治法が改正され、地方公共団体に外部監査制度が導入されました。従来の地方公共団体の監査制度は、執行機関である監査委員による監査に限られていましたが、この法律改正により、自治体組織から独立した外部の専門家による外部監査制度が導入され、監査委員監査を補完する機能が付与されました。外部監査には、包括外部監査と個別外部監査があります。

包括外部監査

- 財務に関する事務の執行及び経営にかかる事業管理の監査
- 財政援助団体等の監査

個別外部監査

- 長の要求による監査
- 財政援助団体等の監査
- 事務監査請求による監査
- 議会の請求による監査
- 住民監査請求による監査
- 財政健全化計画等の監査

外部監査人

監査

有資格者

- 識見者でかつ次のいずれかに該当する者
- 税理士
 - 公認会計士
 - 弁護士
 - 行政実務経験者

税理士こそ、外部監査の担い手です！

◆ 独立性

税理士は税に関する唯一の資格者として厳格な独立性・客観性を有しています。

◆ 専門性

税理士は税務・会計に関する職業専門家として高度な専門性を有しています。

◆ 試査・証拠中心主義

監査については、会計帳簿等の検証・税務調査立会の経験を生かし、試査・証拠中心主義により実施します。



3E監査を行います！

◆ Economy 経済性

最少のコストで適正な量及び質の資源を獲得しているかを検証します。

◆ Efficiency 効率性

一定の支出から最大の成果を生み出しているかを検証します。

◆ Effectiveness 有効性

一定の支出により期待される成果の達成度合を検証します。



透明性・客観性の高い、住民の期待に応える行財政運営の実現へ！

地方公共団体の監査委員

地方公共団体には、財務事務の執行や経営事業の管理をチェックするための監査委員がいます。平成20年4月より施行された地方公共団体の財政健全化法により、財政の健全化に関する比率の公表制度が設けられ、この財政指標の審査も監査委員が行わなければなりません。監査委員の果たさねばならない役割は、より重要なものとなってきています。税理士は、全国の地域に密着しており、各地の団体で、監査委員として活躍しています。

地方独立行政法人の監事

地方独立行政法人とは、地方公共団体が設立する法人で、住民の生活や地域社会、地域経済の安定のために運営される法人です。地方独立行政法人は、業務を監査するために監事を置くことが法律で義務付けられています。税理士は、地方独立行政法人の監事の有資格者として、地方独立行政法人の効率的、効果的な業務運営のお手伝いをし、地域社会に貢献しています。

登録政治資金監査人

2007年政治資金規正法改正により、国会議員関係団体の全支出公表義務が課されることとなり、政治資金監査制度がスタートしました。この制度により、国会議員政治団体が収支報告書を提出するときは、あらかじめ、収支報告書、会計帳簿、領収書等について、政治資金監査を受けることが義務付けられました。この監査をする者は、登録政治資金監査人といい、弁護士、公認会計士、税理士資格を持つもので、登録政治資金規正法研修を修了した者とされています。

今までの主な実績（令和3年3月31日現在）

下記の推薦を行っています。

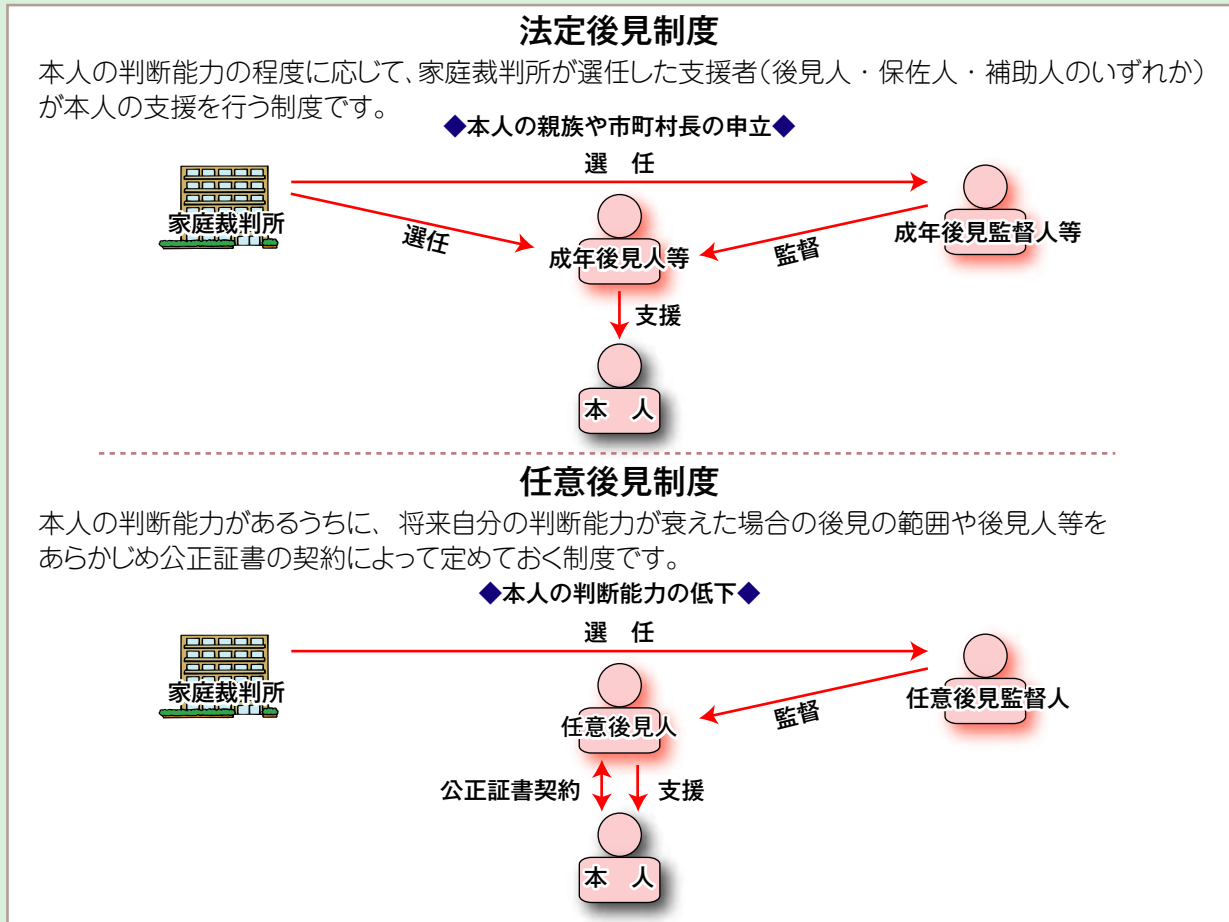
- ★ 神奈川県後期高齢者医療広域連合の代表監査委員（平成19～令和3年度）
- ★ 神奈川県国民健康保険団体連合会の学識経験監事及び同補助者（平成19～令和3年度）
- ★ 神奈川県包括外部監査人及び同補助者（平成20～24年度、令和元～2年度）
- ★ 神奈川県高校体育連盟監査（平成25～28・30年度）
- ★ 公益財団法人神奈川県体育協会会計監査人（平成29～30年度）
- ★ 山梨県包括外部監査人（平成28～30年度）及び同補助者（平成28年度）
- ★ 横浜市包括外部監査人及び同補助者（令和3年度）

成年後見部

成年後見制度の普及及び後見人等の担い手への支援事業として、会員に対し各種実務研修会を開催しているほか、東京地方税理士会が行う成年後見人養成研修を履修した者で、後見人及び後見監督人を希望する者を法定後見に係わる成年後見人推薦名簿に登録し、家庭裁判所の求めに応じ推薦しています。成年後見人推薦名簿の登録者は、日本税理士会連合会が制定した「成年後見賠償責任保険制度」に加入しており、被後見人等の不測の損害、不慮の事故のために備えています。

成年後見制度とは

認知症、知的障害、精神障害等で判断能力が不十分な方々が不利益を被らないように、成年後見人等が本人に代わって契約をしたり、財産管理を行うことにより支援・保護する制度です。成年後見制度には、法定後見と任意後見があります。



税理士こそ、成年後見制度の担い手です！

★
地域に密着した
会計専門職

★
財産管理の
実務経験が豊富

★
相続・事業承継の
相談実績が豊富

★
任意後見活用の
案内役に最適

今までの主な実績（令和3年3月31日現在）

- ★ 神奈川県・川崎市・相模原市・藤沢市・鎌倉市・平塚市が実施している「成年後見制度普及に関する連絡協議会」へ参加（平成24～令和2年度）
- ★ 横浜市各区で実施している「成年後見事例検討会（サポートネット）」にオブザーバーとして継続的に参加（平成20～令和2年度）
- ★ 横浜市各ケアプラザ主催セミナーに講師と相談員を派遣（平成29～令和2年度）
- ★ 横浜市の市民後見人養成講座に講師を派遣（平成29～令和2年度）

NPO等支援部

NPO法人等の非営利法人・団体の税務・会計支援の担い手への支援事業として、会員に対し各種実務研修会開催を主な活動としているほか、東京地方税理士会や中間支援組織と連携して研修講師・相談員の推薦派遣等を行い各種非営利法人・団体支援の協力体制を構築しています。社会貢献活動を支えるプロボノ集団としてNPO法人等の安定した活動とその継続を強力に支援します。

NPO等支援部の「NPO等」とは？

NPO（非営利の任意団体）、NPO法人、一般及び公益社団・財団法人、社会福祉法人といった、非営利活動を行う法人・団体を指します。これらの非営利法人・団体は民間による公益活動の担い手としての社会的役割が注目されています。

税理士に期待される役割は？

非営利法人・団体は、適正な情報公開により運営の透明性・健全性を示し社会的信用を得ることで、寄附や融資を受けやすくなります。会計・税務の専門家である税理士は、その職能で適正な会計書類を作成し、非営利法人・団体の組織運営の基盤を強化することが期待されます。そして、税理士は、地域に密着した活動をしている観点からも、非営利法人・団体の社会貢献活動への支援を行うのに適しています。



なお、法令等に基づき、公益法人の監事には税理士等の就任が要請されています。

また、厚生労働省の通知により、会計監査人設置要件を満たさない社会福祉法人においては財務会計に関する内部統制の向上に対する支援や財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援について税理士等を活用することが望ましいとされています。

今までの主な実績（令和3年3月31日現在）

- ★ 横浜市市民協働推進センター（旧：横浜市市民活動支援センター）主催の研修会・相談会へ講師・相談員派遣（平成21～令和2年度）
- ★ かながわ県民活動サポートセンター主催の研修会・相談会へ講師・相談員派遣（平成27～令和2年度）
- ★ 藤沢市市民活動推進センター主催の研修会へ講師派遣（平成29・令和元年度）
- ★ 山梨県ボランティア・NPOセンター主催の研修会へ講師派遣（平成30～令和2年度）
- ★ NPO法人会計基準協議会と連携し、世話団体として参加（平成22～令和2年度）
- ★ NPO法人会計基準普及調査に参加（平成25・27年度）

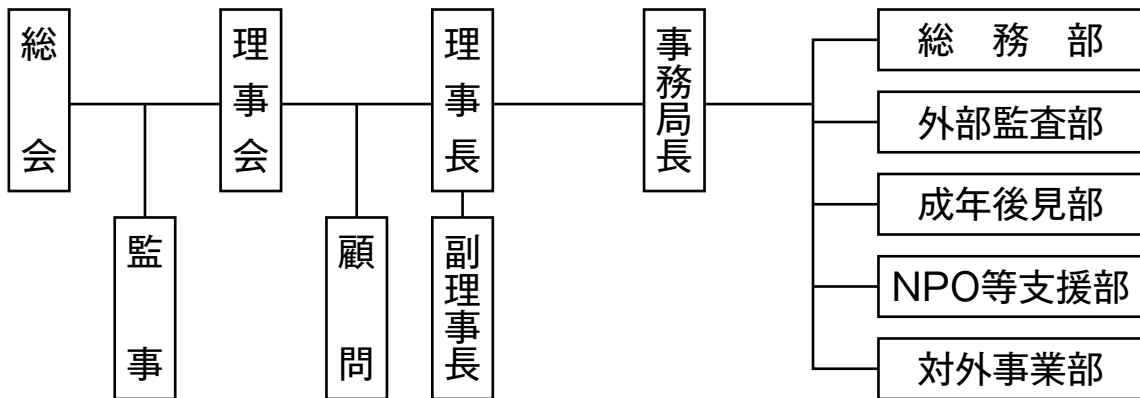
関連諸機関として東京地方税理士会を支援

東京地方税理士会が行う「地方公共団体監査制度基礎研修」や「成年後見指導者研修」、そして「NPO法人担当者研修」などの研修事業に対して、当法人は講師派遣等により支援をしています。

またこれらの制度に関する専門的な研修を継続して当法人が行い、公益活動を担う税理士会員の人材養成を行うことによって、東京地方税理士会の公益活動を支援しています。

特定非営利活動法人 税理士による公益活動サポートセンター

組織図



入会のご案内

正会員

資格に条件はなく、法人・団体も会員となることができますが、必ず代表者ないし担当者として個人登録をし、その登録者が原則として活動していただく形となります。

■入会金 5,000円

■年会費 12,000円 ~入会年度は入会月より3月まで月割
(端数月切上げ)

賛助会員

当法人を賛助していただく目的で、賛助会員を募集します。

■年会費 一口 10,000円
~複数口可

特定非営利活動法人 税理士による公益活動サポートセンター

<https://www.koueki-sc.jp/>
〒220-0022 横浜市西区花咲町 4-106 税理士会館 7階
TEL&FAX 045-243-0587

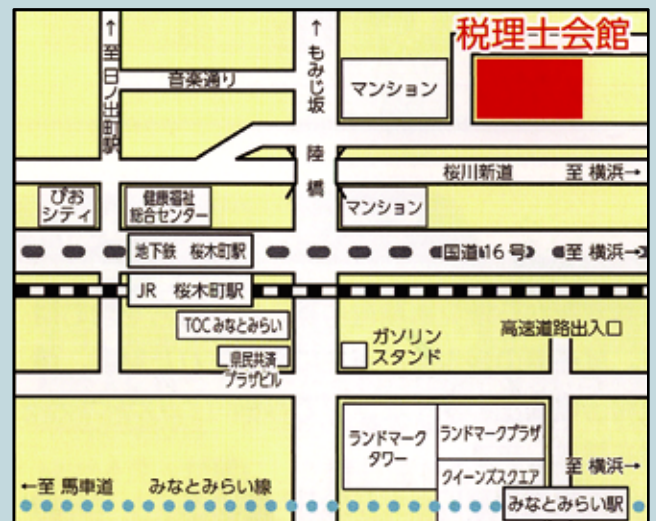
<税理士が行う他の公益活動の情報は>

東京地方税理士会

<http://www.tochizei.or.jp>
〒220-0022 横浜市西区花咲町 4-106 税理士会館 7階
TEL 045-243-0511

日本税理士会連合会

<http://www.nichizeiren.or.jp>



京浜東北線、地下鉄、桜木町駅から徒歩7分
みなとみらい線みなとみらい駅から徒歩20分